

会議録（４月定例会）

会議の名称	令和８年４月 教育委員会会議定例会
開催日時	令和８年４月２８日（火） 開会 午後３時００分 閉会 午後５時０９分
開催場所	飯能市役所本庁舎別館 会議室３
議長氏名	教育長 中村 力
出席委員	五江渕 幸子（教育長職務代理者） 宮内 保行 大澤 修 半田 収
説明者の職・氏名	教育部長 五十川 美也子 教育部参事兼学校教育課長 戸口 智雄 教育政策課長 横田 有司 学校教育課副参事兼教育センター所長 谷口 晶子 学校教育アドバイザー 青柳 義久 学校総務課長 吉田 智也 生涯学習スポーツ課長 青山 一喜 公民館管理課長 熊澤 志津代 図書館長 木村 由里子 博物館長 村上 達哉
会議の公開・非公開	公開（議事の議案第３８号は、市として審議中の案件であるため非公開）
傍聴人の有無	有（１人）
書記	教育政策課教育政策担当 主幹 佐賀 達郎 主事 小川 遼

議題及び議事の概要

議事日程及び主な議題、議事については以下のとおり

- 1 開会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 教育長の報告
- 5 専決報告
 - (1) 飯能市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
 - (2) 飯能市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について
 - (3) 飯能市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 6 議事
 - 議案第28号 飯能市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）について
 - 議案第29号 飯能市就学支援委員会委員の任命について
 - 議案第30号 令和8年度飯能市教育センター研修計画（案）について
 - 議案第31号 第4期飯能市教育振興基本計画庁内策定委員会設置規程を廃止する規程（案）について
 - 議案第32号 1件3,000万円を超える工事の計画（案）について
 - 議案第33号 令和8年度教育政策課所管の会計年度任用職員研修計画（案）について
 - 議案第34号 飯能市奨学生選考委員会委員の任命について
 - 議案第35号 飯能市スポーツ推進審議会委員の任命について
 - 議案第36号 飯能市図書館協議会委員の任命について
 - 議案第37号 飯能市学校運営協議会委員の任命について
 - 議案第38号 飯能市立中学校の学校部活動の地域展開に係る基本方針（案）について
- 7 協議
 - (1) 加治東小学校区における放課後児童クラブの施設整備計画について
- 8 次回開催について
 - 5月定例会 令和8年5月22日（金）午後3時00分
- 9 閉会

議事の経過等

<p>委員</p>	<p>「4 教育長の報告」 資料に基づき、教育長、教育部長及び各所管課長から報告があった。</p> <p>【報告についての質疑、意見及び答弁】 学校教育課の関係で2点、学校総務課の関係で1点お願いします。</p>
<p>参事兼学校教育課長</p>	<p>1点目ですが、4月1日に行われる新採用・転入教職員着任式では、新任の方から毎年大変素晴らしいあいさつをいただいております。もちろんこのままでもよろしいかと思いますが、もし、新任の先生ということで緊張や負担感が大きいということであれば、少し負担軽減を図るようなことを検討しても良いように感じました。</p> <p>次に、入学式の関係ですが、市教育委員会としては卒業式には出席する機会がありますが、入学式はそのような機会が今のところありません。今後、入学式に出席することについても検討してはいかがかと感じております。</p> <p>3点目は学校総務課の関係で、学校配当に係る予算説明を行っていただいたということですが、現在、財政難で厳しい状況にある中、学校に対する留意点や重点事項等として特に説明されたことなどありましたら教えていただきたいと思えます。</p>
<p>学校総務課長</p>	<p>1点目の新規採用教職員のあいさつについてですが、3月に過去のあいさつ文をお渡しさせていただきましたが、これを参考に御本人の言葉であいさつをいただきました。ただ、かなり長い文章になったということもありますので、今後の負担軽減に向けて、検討したいと思えます。</p> <p>次に、2点目の入学式ですが、市内小中学校が全19校ございます。スケジュール的なことも含め、今後検討してまいりたいと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>学校配当予算の説明会の中で、前段としては市の財政状況について再度お話をさせていただきましたが、基本的には今年度予算措置されたものでございますので、先生や子ども達にとって必要なものについて、引き続き適正に執行していただきたいという考えのもと説明いたしました。</p> <p>教育センターの関係で、新任の方への研修プログラムを4月初旬にいろいろと実施していただいたところですが、勤</p>

教育センター所長	<p>務して1か月が過ぎ、ゴールデンウィークを迎える時期になると、そこで迷ったり考えたりということが出てこようかと思えます。また、2年目、3年目の先生も、後輩が入って来て、また違った迷いなども出てくるかと思えますので、そのあたりのケアについてもお願いしたいと思えます。</p>
委員	<p>1か月が経った時点で、それぞれ担当の指導主事が訪問し、初任者の状況をお聞きするなどの活動をしております。また、御指摘をいただきました2年目、3年目の先生については、教育センターの研修を受講いただきながら、各学校に教員育成に関するマニュアルを配布し、活用していただくなどして進めてまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>4月3日のWeb会議形式の研修ですが、これは様々な内容について合同研修・合同会議という形で行われたという認識なのですが、これは今後も開催されるといったものによるのでしょうか。</p>
教育センター所長	<p>この研修は、年度当初の1回を想定しているもので、その後は、教職員相互の情報共有等によってフォローしていくものでございます。</p>
教育長	<p>合同の研修は基本的にはこの1回となりますが、その後、さわやか相談員等、別の研修にも参加希望を募って行っております。</p>
教育長	<p>その他、質疑等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。) 質疑なしと認めます。 以上で、「4 教育長の報告」を終わります。</p>
教育長	<p>「5 専決報告」 (1)から(3)までを一括して報告いたします。</p>
参事兼学校教育課長	<p>まず、「(1)小・中学校教職員服務規程の一部を改正する訓令について」、所管課より報告をお願いいたします。</p> <p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されました。この改正により、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ学校職員を対象に、具体的には、小学校1年</p>

<p>教 育 長</p> <p>教育政策課長</p>	<p>生から3年生の子を持つ学校職員を対象に、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で取得可能な無給の休暇である「子育て部分休暇」が新設されました。これに伴い、飯能市立小・中学校職員服務規程の一部を改正するものです。</p> <p>この改正により、子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書をもって教育委員会に請求しなければならないこと、子育て部分休暇の承認を受けている職員が、変更が生じた際の届出について、新たに追加することとなります。</p>
<p>教 育 長</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p>	<p>次に、「(2)飯能市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について」、所管課より報告をお願いします。</p> <p>本件につきましては、行政手続のオンライン化を進めるため、法律の規定を踏まえ条例が一部改正され、令和8年4月1日に施行されたことから、教育委員会規則もこれに合わせて改正するため、専決処分といたしました。</p> <p>このことにより、今後、教育委員会の所管する施設の利用申請及び手数料や使用料のオンライン決済による納付が可能となってまいります。</p>
<p>教 育 長</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p>	<p>次に、「(3)飯能市スポーツ推進審議会委員の任命について」、所管課より報告をお願いいたします。</p> <p>飯能市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により、審議会は10人以内の委員をもって組織することとされており、現委員の任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。</p> <p>この度、令和8年度の人事異動により選任母体である埼玉県立飯能高等学校長に変更がありましたので、これに伴い当該委員の変更について専決処分により任命したものです。</p>
<p>教 育 長</p> <p>委 員</p>	<p>なお、任期につきましては、前委員残任期間の令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。</p> <p>それではただいま説明があった件について、御質問等ありましたらお願いします。</p> <p>子育て部分休暇の件ですが、仕事をしながら親が子どもに関われる環境にあるということは、非常に大切なことかと思えます。この点、例えば小学校で担任をもっている先</p>

<p>参事兼学校教育課長</p>	<p>生が休暇申請をする場合、授業へ支障が生じないようにするとともに、保護者に対しても理解をいただけるように周知することなどの配慮も必要かと思いますが、そのあたりについてお考えなどありましたらお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>子育て部分休暇につきましては、今年度から新たに制度が創設されておりますが、現時点では申請している教職員はおりません。</p> <p>しかしながら、御指摘のとおりどの時間帯に休暇を取得するかによって、授業に支障が出ることも想定されますので、教職員の家庭の事情なども含めて十分に話を聞いたうえで協議するなどして、休暇の取り方について相互の理解を経て、取得しやすいように進めていく必要があると考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>（「なし」の声あり。）</p>
<p>教 育 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、「5 専決報告」は以上とさせていただきます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>「6 議事」</p>
<p>教 育 長</p>	<p>次に、6 議事です。</p> <p>「議案第 28 号 飯能市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。</p>
<p>参事兼学校教育課長</p>	<p>本案につきましては、令和 7 年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法の一部を改正する法律が公布され、令和 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、飯能市学校運営協議会規則の一部を改正するものです。</p> <p>この給特法の改正は、深刻化する教員不足への対応や、長時間労働が問題視されてきた学校現場の「働き方改革」を加速させ、教育の質を向上させることを目的としています。また、今回の法改正により、学校に対して業務量の管理を法律上の義務とすることで、働き方改革の実効性を高めています。このことにより、学校運営協議会を置く学校においては、校長が学校運営協議会の承認を得ることになっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・</p>

	<p>健康確保措置の実施に関する内容を含めることが義務付けられました。</p> <p>以上のことについて、飯能市学校運営協議会規則第9条に(3)業務量管理・健康確保措置の実施に関する規定を加えることで対応するものです。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明について、質疑等はございますか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教 育 長	<p>質疑なしと認めます。採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
教 育 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、「議案第29号 飯能市就学支援委員会委員の任命について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。</p>
教育センター所長	<p>飯能市就学支援委員会条例第3条の規定に基づき、令和8年度当初人事異動等に伴い、3名を新たに任命するものです。任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となります。また本来12名の委員の任命を予定しておりましたが、現在教育センター相談員が1名欠員であるため、当該3名を加え、全11名となるものでございます。</p>
教 育 長 委 員	<p>ただいまの説明について、御質問等ございますか。</p> <p>教育センターから1名欠員ということなんですが、少し詳しく御説明をいただけますでしょうか。</p>
教育センター所長	<p>教育センター指導員を4名任命したいと考えておりますが、現在教育センターの指導員1名の欠員について募集を行っている状況にあるため、この分が1名欠員となっているものです。</p> <p>なお、規定では12人以内をもって組織するものとしていることから、欠員によって直ちに支障が生じるものではございません。</p>
教 育 長	<p>他に質疑等はございますか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教 育 長	<p>質疑なしと認めます。採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり</p>

<p>教 育 長</p>	<p>可決すべきものと決することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり。)</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、「議案第 30 号 令和 8 年度飯能市教育センター研修計画(案)について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。</p>
<p>教育センター所長</p>	<p>別紙で添付しております計画(案)の表を御覧ください。</p> <p>(1)研修事業です。教育センターといたしましては、2 ページ目にありますように、いじめの防止及び不登校対策を喫緊の課題として捉え、今年度も不登校対策チーム研修会、いじめ防止対策推進研修会等を開催いたします。</p> <p>前後しますが 1 ページ目を御覧ください。2 年次教員研修会では、学びの基盤としての学級経営をテーマに研修を行う予定です。</p> <p>なお、公務と研修の両立の観点からオンライン開催の研修会の割合を多くしていく予定です。</p> <p>次に、(2)調査研究事業です。学校研究支援は各学校の主体的な研修を支援する目的で実施します。令和 8 年度のテーマは学習指導要領を踏まえた学びの改革、主体的、対話的で深い学びを推進する学校研究となっております。次の要請研修では、各学校で行う校内研修・年次研修指導の指導者として指導主事等が訪問する事業となっております。</p> <p>(3)につきましては、委員会・連絡協議会となっております。</p>
<p>教 育 長 委 員</p>	<p>ただいまの説明について、御質問等ございますか。</p> <p>教員の不祥事というようなことについて、飯能市は昨年度も大きなことはなかったと思います。こうしたことは、教育センターで計画した研修を積み重ねていただいたことや、管理職の指導の賜物かと思います。やはり信頼を得るということは、教育の根幹になってくるものと思いますので、今年度も引き続き、子どもたちにとって良い環境を作っていただけのように、取組を継続していただきますようお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他に質疑等はございますか。</p>

教 育 長	<p>(「なし」の声あり。)</p> <p>質疑なしと認めます。採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
教 育 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、「議案第31号 第4期飯能市教育振興基本計画庁内策定委員会設置規程を廃止する訓令(案)について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	<p>本案につきましては、第4期飯能市教育振興基本計画を策定するため、令和7年4月25日に庁内策定委員会を設置しましたが、令和8年3月に第4期の計画が策定されたことにより、廃止する規程を提案するものです。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明について、御質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教 育 長	<p>質疑なしと認めます。採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
教 育 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第31号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、「議案第32号 1件3,000万円を超える工事の計画(案)について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	<p>本案につきましては、学校施設に係る工事のうち、1件につき3,000万円を超える見込みの工事の計画を提案するものです。別紙工事計画を御覧ください。</p> <p>工事実施に当たっては、校舎や敷地内の一部使用制限等、学校にも様々な面で御協力をいただくこととなりますので、学校側との連絡、調整をしっかりと行いながら工事を進めてまいります。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明について、御質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教 育 長	<p>質疑なしと認めます。採決に移ります。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>お諮りいたします。議案第 32 号について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり。) 御異議なしと認めます。 よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次に、「議案第 33 号 令和 8 年度教育政策課所管の会計年度任用職員研修計画(案)について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。</p>
<p>教 育 長 委 員</p>	<p>本案につきましては、教育政策課所管の用務員、学校事務員、栄養士を対象に、地方公務員としての服務規程に関する自覚と、会計年度任用職員として資質・能力の向上を図ることを目的に開催するため、提案するものです。 ただいまの説明について、御質問等ございますか。 会計年度任用職員についても、手厚く研修をしていただき、大変安心しております。また、受ける方も職員の服務に関して改めて自覚していただけるかと思えます。 年 1 回ということですが、予定されている時期は、いつ頃になるでしょうか。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>開催期日は、まだ未定でございます。学校との日程調整次第になりますが、おおむね秋頃を予定したいと思っております。毎年、年に 1 回、仕事を進められて、またこういった研修の場を設けて、というサイクルで進めていきたいと考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>もう少し早い時期の開催とすることはいかがでしょうか。また、校長先生、管理職との意思疎通を図れるような研修内容にして、横のつながりも大切にしていけるような内容にしてもらいたいと思えます。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>実施時期につきましては、学校と調整をしまして、夏休みの期間なども可能かどうか検討してまいりたいと思えます。</p>
<p>委 員</p>	<p>あと 1 人職に対しましては、校内で管理職との関係も含め、学校の中で良い人間関係が作れたり、また子どもたちに対しても温かく接していただけるように、説明してもらいたいと思えます。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>教育政策課所管の市費の職員でございますが、日常は校長先生の管理のもと勤務をされておりますので、私ども教</p>

委員	<p>育政策課と学校の校長先生や教頭先生とのコミュニケーションは大切だと思っております。御意見等を踏まえまして、今後、企画をさせていただきたいと思えます。</p> <p>用務員さんについては、子どもたちが接するとき先生に対する気持ちとは少し違うものもあると思えます。その中でも、サービス規程に関する責任を自覚していただけるよう、改めて研修を行っていただきたいと思えます。</p>
教育長	<p>その他、御質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教育長	<p>質疑なしと認めます。採決に移ります。</p>
教育長	<p>お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
教育長	<p>御異議なしと認めます。</p>
教育長	<p>よって、議案第33号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
学校総務課長	<p>次に、「議案第34号 飯能市奨学生選考委員会委員の任命について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。</p>
学校総務課長	<p>本案につきましては、飯能市奨学資金貸与条例第14条の規定により、飯能市奨学生選考委員会委員の任命について別紙(案)のとおり提案するものでございます。</p>
学校総務課長	<p>埼玉県立飯能高等学校の校長でありました奨学生選考委員会委員が、令和8年3月31日に離任されたことから、その後任として着任された方を、飯能市奨学生選考委員会委員として新たに任命するものです。</p>
委員	<p>なお、任期につきましては前委員の残任期間で、令和8年5月1日から令和9年3月31日となります。</p>
委員	<p>任期については、4月1日からではなく、5月1日からで支障はないのでしょうか。</p>
学校総務課長	<p>奨学生選考委員会は、毎年申請者がいらっしゃるため4月に実施しておりましたが、今年度は申請がなかったということがございましたので、今定例会で議決をいただきまして、5月1日からとさせていただきたいと考えております。</p>
教育長	<p>その他、御質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>

教 育 長	<p>質疑なしと認めます。採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。議案第 34 号について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
教 育 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、「議案第 35 号 飯能市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。</p>
生涯学習スポーツ課長	<p>飯能市スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定により、審議会は 10 人以内の委員をもって組織することとされており、現委員の任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。</p> <p>この度、選任母体である「飯能市スポーツ推進委員協議会」の改選期となり、改めて同協議会から御推薦いただいた方を委員名簿（案）として提案するものでございます。</p> <p>なお、任期につきましては、令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとするものでございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明について、御質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教 育 長	<p>質疑なしと認めます。採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。議案第 35 号について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
教 育 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、「議案第 36 号 飯能市図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。</p>
図 書 館 長	<p>本案につきましては、飯能市図書館条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、飯能市図書館協議会委員の任命について提案するものでございます。</p> <p>図書館協議会は、図書館の運営に関する重要事項を審議するため設置しているもので、飯能市図書館条例に基づき、委員は 10 人以内、学校教育及び社会教育の関係者、家</p>

<p>教 育 長</p>	<p>庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のうちから教育委員会が任命し、委員の任期は2年でございます。</p> <p>現任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までで任期途中ではございますが、委員から辞任の意向が示されたことを受けて新たな委員を任命するため、提案するものでございます。</p> <p>新たに任命する方の案は、第3号委員、学識経験者で任期は、前委員の残任期間の令和8年5月1日から令和9年3月31日まででございます。</p> <p>ただいまの説明について、御質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
<p>教 育 長</p>	<p>質疑なしと認めます。採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり。)</p>
<p>教 育 長</p>	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、「議案第37号 飯能市学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。</p>
<p>参事兼学校教育課長</p>	<p>本議案は、飯能市学校運営協議会規則に基づき、次期委員の任命について提案するものです。</p> <p>次のページを御覧ください。各校の人数、委員氏名については、お示しさせていただいたとおりでございます。選出区分1は地域住民を代表する方、2は対象学校に在籍する幼児・児童・生徒の保護者、3は対象学校の運営に資する活動を行う者、4は校長、5はその他教育委員会が適当と認める者となります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>学校が抱える課題やさらなる発展に向けた取組について、保護者や地域住民と熟議を重ねながら学校運営に取り組んでいく学校運営協議会となる委員となります。</p> <p>ただいまの説明について、御質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
<p>教 育 長</p>	<p>質疑なしと認めます。採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。</p>

教 育 長	<p>(「異議なし」の声あり。)</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>次の議案第 38 号については、「9 次回開催について」が終了した後に、秘密会にて行います。</p>
教 育 長	<p>「7 協議」</p> <p>それでは、7 協議の「(1)加治東小学校区における放課後児童クラブの施設整備計画について」です。</p> <p>ここで、会議冒頭において入室を許可することといたしましたとおり、こども政策課職員に入室のうえ説明を求めたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>(「異議なし」の声あり。)</p> <p>御異議なしと認めます。こども政策課職員の入室を許可します。</p>
教 育 長	<p>(こども政策課職員入室)</p> <p>再開いたします。</p> <p>それでは、協議の「(1)加治東小学校区における放課後児童クラブの施設整備計画について」、所管課より説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	<p>本件につきましては、先月 3 月 24 日の教育委員会定例会において御協議をいただいた件でございますが、施設整備地の選定と今後のスケジュールにつきまして、御協議をお願いするものです。</p>
こども政策課長	<p>詳細は、こども政策課から説明いたします。</p> <p>先月の定例会でも御協議をお願いいたしましたので、予定する整備内容に進展がございましたので、再び協議内容として御提案させていただいております。</p> <p>はじめに「1 現状及び施設整備の検討」でございます。</p> <p>加治東小学校区における放課後児童クラブについては、現在、学校敷地外に 2 か所設置されており、その内 1 か所は暫定的に白髪白山神社社務所を借用し運営している状況でございます。利用児童数は年々増加し、安定的に利用できる施設の確保が必要となっていることから、加治東小学校、運営団体の加治東くりの子クラブの保護者や職員、そして庁内関係各課と施設整備について検討を重ねてまいり</p>

<p>教 育 長</p> <p>委 員</p> <p>こども政策課長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p>	<p>ました。</p> <p>次に「2 施設整備地の選定等」でございます。</p> <p>利用児童の安全や保護者の送迎、外遊び等の活動環境等を考慮し、加治東小学校敷地内に整備する方向で検討を重ね、前回の定例会では複数箇所を御提示の上での御説明でしたが、資料の写真に示してございますとおり、校庭北東隅を選定させていただきました。</p> <p>敷地面積については図面上、白で囲まれた形状で 600 m² 弱の広さ、施設については赤で囲まれた位置に整備を予定し、建物の構造は木造で床面積約 100 m²×2 階建て、40 人×2 単位で 80 人規模の整備を考えています。</p> <p>この整備に向けまして、今年度、設計業務を行い、現地測量の上、分筆登記を行いたいと考えております。また、支障物については、今後、必要な伐採・移設等を実施したいと考えております。</p> <p>最後に、「3 今後のスケジュール」でございます。</p> <p>現時点での予定といたしましては、来月設計業務委託の入札・契約を行い、7 月頃から現地測量を行ったのち、測量の結果を受け、分筆及び教育財産の用途廃止について、再び教育委員会においてお諮りいただきたいと考えております。</p> <p>その後、設計を基に令和 9 年度に建設工事を行い、完成後、放課後児童クラブとしての利用を開始させていただきたいと考えております。</p> <p>ただいまの説明について、御質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>場所の選定に当たって何箇所かあったと思うのですが、特にこの場所を選定した理由について、差支えなければ教えていただけますでしょうか。</p> <p>前回の定例会後に近隣の住民の皆様への御説明を行いましたところ好意的な受け止めであったことや、建物への給排水引き込み条件等を総合的に勘案し、学校との最終的な調整を 4 月に行って決定させていただいたものでございます。</p> <p>他にございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
--	--

<p>教 育 長</p>	<p>以上で、協議(1)を終わります。 こども政策課の皆様は退出してください。ありがとうございました。 (こども政策課職員、退出) 再開いたします。</p> <p>「8 その他」 図書館長から寄附について報告があった。</p> <p>「9 次回開催」 令和8年5月22日金曜日、午後3時から本庁舎5階第3委員会室にて開催することについて連絡があった。</p> <p style="text-align: right;">休憩 16:42</p> <p style="text-align: right;">再開 16:43</p> <p>「秘密会（議案第38号）」について審議を行い、原案のとおり可決することと決した。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上をもちまして、教育委員会4月定例会を閉会といたします。</p> <p>長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 17:09</p>